



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

- 教育委員会規則
 - *34 和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則
- 告示
 - 1367 第4期和歌山県分別収集促進計画 (循環型社会推進課)
 - 1368 保安林の指定の解除 (森林整備課)
 - 1369 保安林の指定の解除予定 (")
 - 1370 中型まき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間 (資源管理課)
 - 1371 紀ノ川中流流域都市計画下水道事業の変更認可 (都市政策課)
 - 1372 海岸保全区域の指定 (漁港課)
 - 1373 公有水面埋立ての免許 (")
- 警察本部告示
 - 2 一般競争入札による落札者の決定
- 公告
 - 入札公告 (道路政策課)
 - " (")

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第34号

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年10月14日

和歌山県教育委員会委員長 駒井 則彦

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立高等学校規則(昭和29年和歌山県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1和歌山県立大成高等学校の項中「野上町大字」を「紀美野町」に改め、同表和歌山県立大成高等学校美里分校の項中「美里町大字」を「紀美野町」に改め、同表和歌山県立有田中央高等学校の項中「吉備町」を「有田川町」に改め、同表和歌山県立有田中央高等学校清水分校の項中「清水町」を「有田川町大字」に改める。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1367号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)第9条第1項の規定により第4期和歌山県分別収集促進計画を策定したので、同条第5項の規定により次のとおり公表する。

平成17年10月14日

和歌山県知事 木村 良樹

第4期和歌山県分別収集促進計画

1 計画策定の意義

20世紀の我が国の経済発展により国民生活が豊かになった一方、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済システムにより廃棄物の最終処分場のひっ迫や廃棄物の処理に伴うダイオキシンの発生、将来的な資源の枯渇など、深刻な問題が起こっている。また、一般廃棄物の中でも、容器包装廃棄物は約6割(容積比)を占め、その減量や再商品化が課題となっている。

これらの問題の解決には、従来の経済システムやライフスタイルを見直し、廃棄物の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再利用(リサイクル)の3Rを基本とした循環型社会の形成が必要である。その中で容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という。)が平成7年に施行され、容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化が行われている。また、同法に基づき、今回県内の全市町村が市町村分別収集計画を策定した(一部事務組合で策定した市町村を含む。)

第4期和歌山県分別収集促進計画は、平成18年度を始期とする市町村分別収集計画を取りまとめ、平成14年度に策定した第3期計画を見直したもので、本計画の実施により容器包装廃棄物の減量及び再商品化、最終処分場の延命化等を図るとともに、循環型社会の形成を目指すものである。

2 基本的方向

本計画は、以下の事項を基本に実施する。

- (1) ごみの排出抑制と再使用、リサイクルを主とした循環型社会の形成
- (2) 県民・事業者・行政等関係者が協同したごみの減量化、リサイクルへの取り組み

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成18年4月を始期とする5年間とし、3年後に改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、市町村等が法に基づき分別収集を実施する以下の品目を対象とする。

- (1) スチール製の容器
- (2) アルミニウム製の容器
- (3) ガラス製の容器(無色、茶色、その他の色)
- (4) 飲料用紙製の容器(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)
- (5) 段ボール製の容器
- (6) その他の紙製の容器包装
- (7) ペットボトル(飲料又はしょうゆを充てんするためのもの)
- (8) その他のプラスチック製の容器包装

5 各年度における市町村別の容器包装廃棄物の排出量の見込み
(法第9条第2項第1号)

(単位:t)

市町村・一部事務組合	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
和歌山市	26,112.0	25,890.0	25,676.0	25,468.0	25,266.0
海南市	6,435.0	6,371.0	6,307.0	6,244.0	6,182.0
橋本市	3,999.0	4,055.0	4,106.0	4,162.0	4,213.0
有田市	1,996.0	2,055.0	2,107.0	2,161.0	2,212.0
御坊市	576.0	576.0	576.0	576.0	576.0
田辺市	4,995.0	5,045.0	5,095.0	5,146.0	5,197.0
新宮市	1,142.0	1,158.0	1,161.0	1,175.0	1,179.0
野上町	197.0	197.0	197.0	197.0	197.0
美里町	86.7	87.5	88.3	89.1	89.9
打田町	1,450.0	1,450.0	1,450.0	1,450.0	1,450.0
粉河町	400.0	395.0	390.0	385.0	380.0
那賀町	257.0	267.0	277.0	287.0	297.0
桃山町	327.0	327.0	326.0	325.0	325.0
貴志川町	847.0	853.0	858.0	863.0	871.0
岩出町	2,366.3	2,420.3	2,472.5	2,525.9	2,580.0
かつらぎ町	770.0	770.0	765.0	765.0	760.0
高野口町	446.0	446.0	452.0	457.0	463.0
九度山町	406.0	402.0	398.0	390.0	386.0
高野町	274.0	267.0	260.0	253.0	246.0
花園村	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0
湯浅町	891.0	891.0	891.0	891.0	891.0
広川町	370.0	370.0	369.0	366.0	361.0
吉備町	596.0	599.0	602.0	606.0	609.0
金屋町	250.0	250.0	253.0	255.0	256.0
清水町	135.0	138.0	139.0	140.0	140.0
美浜町	171.0	171.0	171.0	171.0	171.0
日高町	153.0	154.0	156.0	157.0	158.0
由良町	131.0	131.0	131.0	131.0	131.0
印南町	268.0	268.0	268.0	268.0	268.0
みなべ町	1,154.0	1,152.0	1,149.0	1,147.0	1,145.0
日高川町	233.0	233.0	234.0	234.0	234.0
白浜町	3,300.0	3,350.0	3,400.0	3,450.0	3,500.0
上富田町	1,756.0	1,770.0	1,789.0	1,800.0	1,818.0
日置川町	220.0	220.0	220.0	220.0	220.0
すさみ町	119.0	119.0	119.0	119.0	119.0
那智勝浦町	640.0	642.0	644.0	644.0	644.0
太地町	720.0	720.0	720.0	720.0	720.0
古座川町	188.0	184.0	179.0	174.0	169.0
熊野川町	121.0	121.0	121.0	121.0	121.0
北山村	45.0	44.0	44.0	44.0	44.0
串本町	1,316.0	1,307.0	1,297.0	1,287.0	1,277.0
全市町村合計	65,879.0	65,885.8	65,877.8	65,884.0	65,885.9

貴志川桃山清掃施設組合	1,174.0	1,180.0	1,184.0	1,188.0	1,196.0
有田周辺広域圏事務組合	2,977.0	3,042.0	3,101.0	3,162.0	3,217.0
御坊広域行政事務組合	1,532.0	1,533.0	1,536.0	1,537.0	1,538.0
すさみ町日置川町衛生施設組合	339.0	339.0	339.0	339.0	339.0
熊野川地域広域組合	166.0	165.0	165.0	165.0	165.0

一部事務組合の排出量は、当該組合を構成する市町村の排出量の合計である。

【参考】事務組合の構成について

事務組合名	構成市町村名						
貴志川桃山清掃施設組合	桃山町	貴志川町					
有田周辺広域圏事務組合	有田市	吉備町	金屋町	清水町			
御坊広域行政事務組合	御坊市	美浜町	日高町	由良町	日高川町	印南町	
すさみ町日置川町衛生施設組合	日置川町	すさみ町					
熊野川地域広域組合	熊野川町	北山村					

6 各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの市町村別の量の見込み

(法第9条第2項第2号)

①主としてガラス製の容器であって無色のもの(規則第4条第1号)

(単位:t)

市町村・一部事務組合	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度	
和歌山市	1898.0	(1898.0)	1734.0	(1734.0)	1567.0	(1567.0)	1398.0	(1398.0)	1226.0	(1226.0)
海南市	164.0	(164.0)	169.0	(169.0)	174.0	(174.0)	179.0	(179.0)	185.0	(185.0)
橋本市	249.0	(249.0)	253.0	(253.0)	256.0	(256.0)	260.0	(260.0)	263.0	(263.0)
有田市	145.0	(145.0)	154.0	(154.0)	162.0	(162.0)	170.0	(170.0)	177.0	(177.0)
御坊市	95.0	(95.0)	95.0	(95.0)	95.0	(95.0)	95.0	(95.0)	95.0	(95.0)
田辺市	264.0	(249.0)	266.0	(251.0)	269.0	(254.0)	272.0	(257.0)	274.0	(259.0)
新宮市	175.0	(0)	178.0	(0)	178.0	(0)	180.0	(0)	180.0	(0)
野上町	49.0	(49.0)	49.0	(49.0)	49.0	(49.0)	49.0	(49.0)	49.0	(49.0)
美里町	14.4	(14.4)	14.5	(14.5)	14.6	(14.6)	14.7	(14.7)	14.8	(14.8)
打田町	113.0	(113.0)	111.0	(111.0)	109.0	(109.0)	107.0	(107.0)	105.0	(105.0)
粉河町	100.0	(100.0)	90.0	(90.0)	90.0	(90.0)	90.0	(90.0)	90.0	(90.0)
那賀町	31.0	(31.0)	32.0	(32.0)	33.0	(33.0)	34.0	(34.0)	35.0	(35.0)
桃山町	37.0	(0)	37.0	(0)	37.0	(0)	37.0	(0)	36.0	(0)
貴志川町	80.0	(0)	80.0	(0)	81.0	(0)	81.0	(0)	82.0	(0)
岩出町	120.1	(120.1)	123.1	(123.1)	126.2	(126.2)	128.9	(128.9)	132.1	(132.1)
かつらぎ町	80.0	(0)	81.0	(0)	82.0	(0)	83.0	(0)	85.0	(0)
高野口町	60.0	(60.0)	60.0	(60.0)	60.0	(60.0)	61.0	(61.0)	61.0	(61.0)
九度山町	40.0	(0)	39.0	(0)	38.0	(0)	37.0	(0)	36.0	(0)
高野町	36.0	(6.0)	36.0	(6.0)	36.0	(6.0)	36.0	(6.0)	36.0	(6.0)
花園村	3.0	(3.0)	3.0	(3.0)	3.0	(3.0)	3.0	(3.0)	3.0	(3.0)
湯浅町	142.0	(142.0)	142.0	(142.0)	142.0	(142.0)	142.0	(142.0)	142.0	(142.0)
広川町	53.0	(53.0)	53.0	(53.0)	53.0	(53.0)	52.0	(52.0)	51.0	(51.0)
吉備町	82.0	(82.0)	83.0	(83.0)	83.0	(83.0)	83.0	(83.0)	84.0	(84.0)
金屋町	27.0	(27.0)	27.0	(27.0)	28.0	(28.0)	28.0	(28.0)	28.0	(28.0)
清水町	20.0	(20.0)	21.0	(21.0)	22.0	(22.0)	22.0	(22.0)	22.0	(22.0)
美浜町	27.0	(27.0)	27.0	(27.0)	27.0	(27.0)	27.0	(27.0)	27.0	(27.0)
日高町	24.0	(24.0)	24.0	(24.0)	24.0	(24.0)	24.0	(24.0)	24.0	(24.0)
由良町	19.0	(19.0)	19.0	(19.0)	19.0	(19.0)	19.0	(19.0)	19.0	(19.0)
印南町	40.0	(40.0)	40.0	(40.0)	40.0	(40.0)	40.0	(40.0)	40.0	(40.0)
みなべ町	61.6	(0)	61.5	(0)	61.4	(0)	61.3	(0)	61.1	(0)
日高川町	35.0	(35.0)	35.0	(35.0)	35.0	(35.0)	35.0	(35.0)	35.0	(35.0)
白浜町	180.0	(90.0)	182.0	(91.0)	184.0	(92.0)	186.0	(93.0)	188.0	(94.0)
上富田町										
日置川町			15.0	(0)	15.0	(0)	15.0	(0)	15.0	(0)
すさみ町	2.7	(2.7)	2.7	(2.7)	2.7	(2.7)	2.7	(2.7)	2.7	(2.7)
那智勝浦町	105.0	(105.0)	105.0	(105.0)	105.0	(105.0)	105.0	(105.0)	105.0	(105.0)
太地町	31.0	(31.0)	31.0	(31.0)	30.0	(30.0)	30.0	(30.0)	29.0	(29.0)
古座川町	20.0	(20.0)	19.0	(19.0)	19.0	(19.0)	18.0	(18.0)	17.0	(17.0)
熊野川町	9.0	(9.0)	9.0	(9.0)	9.0	(9.0)	9.0	(9.0)	9.0	(9.0)
北山村	3.0	(3.0)	3.0	(3.0)	3.0	(3.0)	3.0	(3.0)	3.0	(3.0)
串本町	42.0	(42.0)	42.0	(42.0)	41.0	(41.0)	41.0	(41.0)	41.0	(41.0)
全市町村合計	4676.8	(4068.2)	4545.8	(3918.3)	4402.9	(3773.5)	4258.6	(3626.3)	4107.7	(3473.6)

貴志川桃山清掃施設組合	117.0	(0)	117.0	(0)	118.0	(0)	118.0	(0)	118.0	(0)
有田周辺広域圏事務組合	274.0	(274.0)	285.0	(285.0)	295.0	(295.0)	303.0	(303.0)	311.0	(311.0)
御坊広域行政事務組合	240.0	(240.0)	240.0	(240.0)	240.0	(240.0)	240.0	(240.0)	240.0	(240.0)
すさみ町日置川町衛生施設組合	2.7	(2.7)	17.7	(2.7)	17.7	(2.7)	17.7	(2.7)	17.7	(2.7)
熊野川地域広域組合	12.0	(12.0)	12.0	(12.0)	12.0	(12.0)	12.0	(12.0)	12.0	(12.0)

注: 括弧内の量は、指定法人による引き取りではなく、市町村が独自に処理を行う予定量を示す。

規則とは、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則をいう。以下同じ。

一部事務組合の量は、当該組合を構成する市町村の量の合計である。

②主としてガラス製の容器であって茶色のもの(規則第4条第2号)

(単位:t)

市町村・一部事務組合	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度	
和歌山市	1377.0	(1377.0)	1258.0	(1258.0)	1137.0	(1137.0)	1014.0	(1014.0)	889.0	(889.0)
海南市	233.0	(233.0)	240.0	(240.0)	248.0	(248.0)	255.0	(255.0)	263.0	(263.0)
橋本市	188.0	(188.0)	191.0	(191.0)	194.0	(194.0)	197.0	(197.0)	200.0	(200.0)
有田市	140.0	(140.0)	147.0	(147.0)	150.0	(150.0)	156.0	(156.0)	162.0	(162.0)
御坊市	122.0	(122.0)	122.0	(122.0)	122.0	(122.0)	122.0	(122.0)	122.0	(122.0)
田辺市	299.0	(288.0)	302.0	(291.0)	305.0	(294.0)	308.0	(297.0)	312.0	(301.0)
新宮市	121.0	(0)	123.0	(0)	123.0	(0)	125.0	(0)	125.0	(0)
野上町	42.0	(42.0)	42.0	(42.0)	42.0	(42.0)	42.0	(42.0)	42.0	(42.0)
美里町	12.7	(12.7)	12.8	(12.8)	12.9	(12.9)	13.0	(13.0)	13.1	(13.1)
打田町	68.0	(68.0)	66.0	(66.0)	64.0	(64.0)	62.0	(62.0)	60.0	(60.0)
粉河町	60.0	(60.0)	60.0	(60.0)	60.0	(60.0)	50.0	(50.0)	50.0	(50.0)
那賀町	31.0	(31.0)	32.0	(32.0)	33.0	(33.0)	34.0	(34.0)	35.0	(35.0)
桃山町	37.0	(0)	37.0	(0)	37.0	(0)	37.0	(0)	36.0	(0)
貴志川町	80.0	(0)	80.0	(0)	81.0	(0)	81.0	(0)	82.0	(0)
岩出町	120.1	(120.1)	123.1	(123.1)	126.2	(126.2)	128.9	(128.9)	132.1	(132.1)
かつらぎ町	95.0	(0)	93.0	(0)	90.0	(0)	88.0	(0)	85.0	(0)
高野口町	66.0	(66.0)	66.0	(66.0)	66.0	(66.0)	67.0	(67.0)	67.0	(67.0)
九度山町	42.0	(0)	42.0	(0)	42.0	(0)	42.0	(0)	42.0	(0)
高野町	24.0	(4.0)	24.0	(4.0)	24.0	(4.0)	24.0	(4.0)	24.0	(4.0)
花園村	2.6	(2.6)	2.6	(2.6)	2.6	(2.6)	2.6	(2.6)	2.6	(2.6)
湯浅町	110.0	(110.0)	110.0	(110.0)	110.0	(110.0)	110.0	(110.0)	110.0	(110.0)
広川町	47.0	(47.0)	47.0	(47.0)	47.0	(47.0)	47.0	(47.0)	46.0	(46.0)
吉備町	50.0	(50.0)	51.0	(51.0)	51.0	(51.0)	51.0	(51.0)	51.0	(51.0)
金屋町	18.0	(18.0)	18.0	(18.0)	18.0	(18.0)	19.0	(19.0)	19.0	(19.0)
清水町	12.0	(12.0)	13.0	(13.0)	13.0	(13.0)	13.0	(13.0)	13.0	(13.0)
美浜町	35.0	(35.0)	35.0	(35.0)	35.0	(35.0)	35.0	(35.0)	35.0	(35.0)
日高町	30.0	(30.0)	31.0	(31.0)	31.0	(31.0)	31.0	(31.0)	31.0	(31.0)
由良町	24.0	(24.0)	24.0	(24.0)	24.0	(24.0)	24.0	(24.0)	24.0	(24.0)
印南町	51.0	(51.0)	51.0	(51.0)	51.0	(51.0)	51.0	(51.0)	51.0	(51.0)
みなべ町	80.1	(0)	79.9	(0)	79.8	(0)	79.6	(0)	79.4	(0)
日高川町	45.0	(45.0)	45.0	(45.0)	45.0	(45.0)	45.0	(45.0)	45.0	(45.0)
白浜町	150.0	(63.0)	152.0	(64.0)	154.0	(65.0)	156.0	(66.0)	158.0	(67.0)
上富田町										
日置川町			15.0	(0)	15.0	(0)	15.0	(0)	15.0	(0)
すさみ町	10.8	(10.8)	10.8	(10.8)	10.8	(10.8)	10.8	(10.8)	10.8	(10.8)
那智勝浦町	83.0	(83.0)	83.0	(83.0)	83.0	(83.0)	83.0	(83.0)	83.0	(83.0)
太地町	26.0	(26.0)	26.0	(26.0)	25.0	(25.0)	25.0	(25.0)	25.0	(25.0)
古座川町	17.0	(17.0)	17.0	(17.0)	16.0	(16.0)	16.0	(16.0)	16.0	(16.0)
熊野川町	16.0	(16.0)	16.0	(16.0)	16.0	(16.0)	16.0	(16.0)	16.0	(16.0)
北山村	5.0	(5.0)	5.0	(5.0)	5.0	(5.0)	5.0	(5.0)	5.0	(5.0)
串本町	25.0	(25.0)	25.0	(25.0)	25.0	(25.0)	24.0	(24.0)	24.0	(24.0)
全市町村合計	3995.3	(3422.2)	3918.2	(3329.3)	3814.3	(3226.5)	3704.9	(3116.3)	3601.0	(3014.6)
貴志川桃山清掃施設組合	117.0	(0)	117.0	(0)	118.0	(0)	118.0	(0)	118.0	(0)
有田周辺広域圏事務組合	220.0	(220.0)	229.0	(229.0)	232.0	(232.0)	239.0	(239.0)	245.0	(245.0)
御坊広域行政事務組合	307.0	(307.0)	308.0	(308.0)	308.0	(308.0)	308.0	(308.0)	308.0	(308.0)
すさみ町日置川町衛生施設組合	10.8	(10.8)	25.8	(10.8)	25.8	(10.8)	25.8	(10.8)	25.8	(10.8)
熊野川地域広域組合	21.0	(21.0)	21.0	(21.0)	21.0	(21.0)	21.0	(21.0)	21.0	(21.0)

注:括弧内の量は、指定法人による引き取りではなく、市町村が独自に処理を行う予定量を示す。
一部事務組合の量は、当該組合を構成する市町村の量の合計である。

③主としてガラス製の容器であってその他の色のもの(規則第4条第3号)

(単位:t)

市町村・一部事務組合	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度	
和歌山市	447.0	(447.0)	408.0	(408.0)	369.0	(369.0)	329.0	(329.0)	288.0	(288.0)
海南市	85.0	(85.0)	88.0	(88.0)	91.0	(91.0)	94.0	(94.0)	97.0	(97.0)
橋本市	51.0	(51.0)	53.0	(53.0)	55.0	(55.0)	57.0	(57.0)	59.0	(59.0)
有田市	133.0	(133.0)	139.0	(139.0)	145.0	(145.0)	151.0	(151.0)	155.0	(155.0)
御坊市	26.0	(26.0)	26.0	(26.0)	26.0	(26.0)	26.0	(26.0)	26.0	(26.0)
田辺市	69.0	(65.0)	70.0	(66.0)	71.0	(67.0)	71.0	(67.0)	72.0	(68.0)
新宮市	56.0	(0)	58.0	(0)	58.0	(0)	60.0	(0)	60.0	(0)
野上町	21.0	(21.0)	21.0	(21.0)	21.0	(21.0)	21.0	(21.0)	21.0	(21.0)
美里町	21.1	(21.1)	21.3	(21.3)	21.5	(21.5)	21.7	(21.7)	21.9	(21.9)
打田町	38.0	(38.0)	37.0	(37.0)	37.0	(37.0)	36.0	(36.0)	36.0	(36.0)
粉河町	60.0	(60.0)	60.0	(60.0)	55.0	(55.0)	50.0	(50.0)	45.0	(45.0)
那賀町	19.0	(19.0)	20.0	(20.0)	21.0	(21.0)	22.0	(22.0)	23.0	(23.0)
桃山町	26.0	(0)	27.0	(0)	26.0	(0)	26.0	(0)	26.0	(0)
貴志川町	57.0	(0)	57.0	(0)	58.0	(0)	58.0	(0)	59.0	(0)
岩出町	60.0	(60.0)	62.5	(62.5)	65.1	(65.1)	67.6	(67.6)	70.1	(70.1)
かつらぎ町	15.0	(0)	14.0	(0)	15.0	(0)	14.0	(0)	15.0	(0)
高野口町	13.0	(13.0)	13.0	(13.0)	14.0	(14.0)	14.0	(14.0)	15.0	(15.0)
九度山町	23.0	(0)	23.0	(0)	23.0	(0)	23.0	(0)	23.0	(0)
高野町	12.0	(2.0)	12.0	(2.0)	12.0	(2.0)	12.0	(2.0)	12.0	(2.0)
花園村	1.3	(1.3)	1.3	(1.3)	1.3	(1.3)	1.3	(1.3)	1.3	(1.3)
湯浅町	22.0	(22.0)	22.0	(22.0)	22.0	(22.0)	22.0	(22.0)	22.0	(22.0)
広川町	17.0	(17.0)	17.0	(17.0)	17.0	(17.0)	17.0	(17.0)	17.0	(17.0)
吉備町	20.0	(20.0)	20.0	(20.0)	21.0	(21.0)	21.0	(21.0)	21.0	(21.0)
金屋町	7.0	(7.0)	7.0	(7.0)	7.0	(7.0)	7.0	(7.0)	7.0	(7.0)
清水町	4.0	(4.0)	4.0	(4.0)	4.0	(4.0)	4.0	(4.0)	4.0	(4.0)
美浜町	7.0	(7.0)	7.0	(7.0)	7.0	(7.0)	7.0	(7.0)	7.0	(7.0)
日高町	6.0	(6.0)	6.0	(6.0)	6.0	(6.0)	6.0	(6.0)	7.0	(7.0)
由良町	5.0	(5.0)	5.0	(5.0)	5.0	(5.0)	5.0	(5.0)	5.0	(5.0)
印南町	11.0	(11.0)	11.0	(11.0)	11.0	(11.0)	11.0	(11.0)	11.0	(11.0)
みなべ町	25.9	(0)	25.8	(0)	25.8	(0)	25.7	(0)	25.7	(0)
日高川町	9.0	(9.0)	9.0	(9.0)	9.0	(9.0)	9.0	(9.0)	9.0	(9.0)
白浜町	47.0	(24.0)	49.0	(25.0)	51.0	(26.0)	53.0	(27.0)	55.0	(28.0)
上富田町										
日置川町	45.0	(45.0)	15.0	(0)	15.0	(0)	15.0	(0)	15.0	(0)
すさみ町	4.5	(4.5)	4.5	(4.5)	4.5	(4.5)	4.5	(4.5)	4.5	(4.5)
那智勝浦町	59.0	(59.0)	59.0	(59.0)	59.0	(59.0)	59.0	(59.0)	59.0	(59.0)
太地町	13.0	(13.0)	13.0	(13.0)	14.0	(14.0)	14.0	(14.0)	14.0	(14.0)
古座川町	5.0	(5.0)	5.0	(5.0)	5.0	(5.0)	5.0	(5.0)	5.0	(5.0)
熊野川町	2.0	(2.0)	2.0	(2.0)	2.0	(2.0)	2.0	(2.0)	2.0	(2.0)
北山村	1.0	(1.0)	1.0	(1.0)	1.0	(1.0)	1.0	(1.0)	1.0	(1.0)
串本町	48.0	(48.0)	48.0	(48.0)	48.0	(48.0)	47.0	(47.0)	47.0	(47.0)
全市町村合計	1591.8	(1351.9)	1541.4	(1283.6)	1519.2	(1259.4)	1489.8	(1228.1)	1463.5	(1198.8)

貴志川桃山清掃施設組合	83.0	(0)	84.0	(0)	84.0	(0)	84.0	(0)	85.0	(0)
有田周辺広域圏事務組合	164.0	(164.0)	170.0	(170.0)	177.0	(177.0)	183.0	(183.0)	187.0	(187.0)
御坊広域行政事務組合	64.0	(64.0)	64.0	(64.0)	64.0	(64.0)	64.0	(64.0)	65.0	(65.0)
すさみ町日置川町衛生施設組合	49.5	(49.5)	19.5	(4.5)	19.5	(4.5)	19.5	(4.5)	19.5	(4.5)
熊野川地域広域組合	3.0	(3.0)	3.0	(3.0)	3.0	(3.0)	3.0	(3.0)	3.0	(3.0)

注:括弧内の量は、指定法人による引き取りではなく、市町村が独自に処理を行う予定量を示す。
一部事務組合の量は、当該組合を構成する市町村の量の合計である。

④主として紙製の容器包装であって段ボール製の容器及び飲料用紙製の容器を除くもの(規則第4条第4号)

(単位:t)

市町村・一部事務組合	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度	
和歌山市	1061.0	(1061.0)	1069.0	(1069.0)	1077.0	(1077.0)	1085.0	(1085.0)	1093.0	(1093.0)
海南市										
橋本市	132.0	(132.0)	134.0	(134.0)	136.0	(136.0)	138.0	(138.0)	140.0	(140.0)
有田市										
御坊市										
田辺市	1049.0	(1049.0)	1060.0	(1060.0)	1070.0	(1070.0)	1081.0	(1081.0)	1092.0	(1092.0)
新宮市	1.0	(0)	1.0	(0)	1.0	(0)	1.0	(0)	1.0	(0)
野上町										
美里町	2.3	(2.3)	2.3	(2.3)	2.3	(2.3)	2.3	(2.3)	2.3	(2.3)
打田町									10.0	(10.0)
粉河町										
那賀町	9.0	(9.0)	10.0	(10.0)	11.0	(11.0)	12.0	(12.0)	13.0	(13.0)
桃山町	1.0	(1.0)	1.0	(1.0)	1.0	(1.0)	1.0	(1.0)	1.0	(1.0)
貴志川町	1.0	(1.0)	1.0	(1.0)	1.0	(1.0)	1.0	(1.0)	1.0	(1.0)
岩出町										
かつらぎ町	5.5	(0)	5.5	(0)	6.0	(0)	6.0	(0)	6.5	(0)
高野口町	174.0	(174.0)	174.0	(174.0)	175.0	(175.0)	175.0	(175.0)	176.0	(176.0)
九度山町										
高野町	24.0	(24.0)	24.0	(24.0)	24.0	(24.0)	24.0	(24.0)	24.0	(24.0)
花園村	0.5	(0.5)	0.5	(0.5)	0.5	(0.5)	0.5	(0.5)	0.5	(0.5)
湯浅町	44.0	(44.0)	44.0	(44.0)	44.0	(44.0)	44.0	(44.0)	44.0	(44.0)
広川町	22.0	(22.0)	22.0	(22.0)	22.0	(22.0)	22.0	(22.0)	22.0	(22.0)
吉備町										
金屋町										
清水町										
美浜町										
日高町										
由良町										
印南町										
みなべ町										
日高川町										
白浜町										
上富田町										
日置川町	100.0	(100.0)	50.0	(50.0)	50.0	(50.0)	50.0	(50.0)	50.0	(50.0)
すさみ町										
那智勝浦町										
太地町										
古座川町										
熊野川町	45.0	(45.0)	45.0	(45.0)	45.0	(45.0)	45.0	(45.0)	45.0	(45.0)
北山村	18.0	(18.0)	17.0	(17.0)	17.0	(17.0)	17.0	(17.0)	17.0	(17.0)
串本町										
全市町村合計	2689.3	(2682.8)	2660.3	(2653.8)	2682.8	(2675.8)	2704.8	(2697.8)	2738.3	(2730.8)

貴志川桃山清掃施設組合	2.0	(2.0)	2.0	(2.0)	2.0	(2.0)	2.0	(2.0)	2.0	(2.0)
有田周辺広域圏事務組合										
御坊広域行政事務組合										
すさみ町日置川町衛生施設組合	100.0	(100.0)	50.0	(50.0)	50.0	(50.0)	50.0	(50.0)	50.0	(50.0)
熊野川地域広域組合	63.0	(63.0)	62.0	(62.0)	62.0	(62.0)	62.0	(62.0)	62.0	(62.0)

注:括弧内の量は、指定法人による引き取りではなく、市町村が独自に処理を行う予定量を示す。

一部事務組合の量は、当該組合を構成する市町村の量の合計である。

⑤主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの(規則第4条第5号)
(単位:t)

市町村・一部事務組合	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度	
和歌山市	1548.0	(1548.0)	1733.0	(1733.0)	1922.0	(1922.0)	2114.0	(2114.0)	2309.0	(2309.0)
海南市	5.0	(5.0)	5.0	(5.0)	6.0	(6.0)	6.0	(6.0)	6.0	(6.0)
橋本市	146.0	(146.0)	156.0	(156.0)	166.0	(166.0)	176.0	(176.0)	186.0	(186.0)
有田市	35.0	(35.0)	37.0	(37.0)	39.0	(39.0)	41.0	(41.0)	42.0	(42.0)
御坊市	27.0	(27.0)	27.0	(27.0)	27.0	(27.0)	27.0	(27.0)	27.0	(27.0)
田辺市	154.0	(154.0)	155.0	(155.0)	157.0	(157.0)	158.0	(158.0)	160.0	(160.0)
新宮市	60.0	(60.0)	61.0	(61.0)	62.0	(62.0)	62.0	(62.0)	63.0	(63.0)
野上町	8.0	(8.0)	8.0	(8.0)	8.0	(8.0)	8.0	(8.0)	8.0	(8.0)
美里町										
打田町	24.0	(24.0)	27.0	(27.0)	29.0	(29.0)	31.0	(31.0)	35.0	(35.0)
粉河町	20.0	(0)	20.0	(0)	22.0	(0)	25.0	(0)	27.0	(0)
那賀町	6.0	(6.0)	7.0	(7.0)	8.0	(8.0)	9.0	(9.0)	10.0	(10.0)
桃山町	6.0	(6.0)	6.0	(6.0)	6.0	(6.0)	6.0	(6.0)	6.0	(6.0)
貴志川町	38.0	(38.0)	38.0	(38.0)	39.0	(39.0)	39.0	(39.0)	39.0	(39.0)
岩出町	99.0	(99.0)	101.0	(101.0)	103.0	(103.0)	105.0	(105.0)	110.0	(110.0)
かつらぎ町	25.0	(25.0)	27.0	(27.0)	30.0	(30.0)	31.0	(31.0)	32.0	(32.0)
高野口町	23.0	(23.0)	23.0	(23.0)	24.0	(24.0)	24.0	(24.0)	25.0	(25.0)
九度山町	7.0	(7.0)	7.0	(7.0)	7.0	(7.0)	7.0	(7.0)	7.0	(7.0)
高野町	12.0	(12.0)	12.0	(12.0)	12.0	(12.0)	12.0	(12.0)	12.0	(12.0)
花園村	1.2	(1.2)	1.2	(1.2)	1.2	(1.2)	1.2	(1.2)	1.2	(1.2)
湯浅町	21.0	(21.0)	21.0	(21.0)	21.0	(21.0)	21.0	(21.0)	21.0	(21.0)
広川町	11.0	(11.0)	11.0	(11.0)	11.0	(11.0)	11.0	(11.0)	11.0	(11.0)
吉備町	20.0	(20.0)	20.0	(20.0)	21.0	(21.0)	21.0	(21.0)	22.0	(22.0)
金屋町	10.0	(10.0)	10.0	(10.0)	10.0	(10.0)	10.0	(10.0)	10.0	(10.0)
清水町	4.0	(4.0)	4.0	(4.0)	4.0	(4.0)	4.0	(4.0)	4.0	(4.0)
美浜町	6.0	(6.0)	6.0	(6.0)	6.0	(6.0)	6.0	(6.0)	6.0	(6.0)
日高町	6.0	(6.0)	6.0	(6.0)	6.0	(6.0)	6.0	(6.0)	6.0	(6.0)
由良町	8.0	(8.0)	8.0	(8.0)	8.0	(8.0)	8.0	(8.0)	8.0	(8.0)
印南町	11.0	(11.0)	11.0	(11.0)	11.0	(11.0)	11.0	(11.0)	11.0	(11.0)
みなべ町	41.4	(41.4)	41.3	(41.3)	41.2	(41.2)	41.2	(41.2)	41.0	(41.0)
日高川町	8.0	(8.0)	8.0	(8.0)	8.0	(8.0)	8.0	(8.0)	8.0	(8.0)
白浜町	21.0	(21.0)	22.0	(22.0)	22.0	(22.0)	22.0	(22.0)	23.0	(23.0)
上富田町	4.0	(4.0)	4.0	(4.0)	4.0	(4.0)	4.0	(4.0)	4.0	(4.0)
日置川町	15.0	(15.0)	15.0	(15.0)	15.0	(15.0)	15.0	(15.0)	15.0	(15.0)
すさみ町	7.0	(7.0)	7.0	(7.0)	7.0	(7.0)	7.0	(7.0)	7.0	(7.0)
那智勝浦町	16.0	(16.0)	17.0	(17.0)	18.0	(18.0)	18.0	(18.0)	18.0	(18.0)
太地町	7.0	(7.0)	7.0	(7.0)	7.0	(7.0)	7.0	(7.0)	7.0	(7.0)
古座川町	15.0	(15.0)	15.0	(15.0)	14.0	(14.0)	14.0	(14.0)	14.0	(14.0)
熊野川町	3.0	(3.0)	3.0	(3.0)	3.0	(3.0)	3.0	(3.0)	3.0	(3.0)
北山村	1.0	(1.0)	1.0	(1.0)	1.0	(1.0)	1.0	(1.0)	1.0	(1.0)
串本町	37.0	(0)	37.0	(0)	37.0	(0)	37.0	(0)	36.0	(0)
全市町村合計	2516.6	(2459.6)	2725.5	(2668.5)	2943.4	(2884.4)	3157.4	(3095.4)	3381.2	(3318.2)

貴志川桃山清掃施設組合	44.0	(44.0)	44.0	(44.0)	45.0	(45.0)	45.0	(45.0)	45.0	(45.0)
有田周辺広域圏事務組合	69.0	(69.0)	71.0	(71.0)	74.0	(74.0)	76.0	(76.0)	78.0	(78.0)
御坊広域行政事務組合	66.0	(66.0)	66.0	(66.0)	66.0	(66.0)	66.0	(66.0)	66.0	(66.0)
すさみ町日置川町衛生施設組合	22.0	(22.0)	22.0	(22.0)	22.0	(22.0)	22.0	(22.0)	22.0	(22.0)
熊野川地域広域組合	4.0	(4.0)	4.0	(4.0)	4.0	(4.0)	4.0	(4.0)	4.0	(4.0)

注:括弧内の量は、指定法人による引き取りではなく、市町村が独自に処理を行う予定量を示す。
一部事務組合の量は、当該組合を構成する市町村の量の合計である。

⑥主としてプラスチック製の容器包装であって⑤を除くもの(規則第4条第6号)

(単位:t)

市町村・一部事務組合	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度	
和歌山市	3413.0	(0)	3525.0	(0)	3639.0	(0)	3755.0	(0)	3873.0	(0)
海南市										
橋本市	1530.0	(1530.0)	1555.0	(1555.0)	1580.0	(1580.0)	1605.0	(1605.0)	1630.0	(1630.0)
有田市	612.0	(612.0)	620.0	(620.0)	628.0	(628.0)	635.0	(635.0)	642.0	(642.0)
御坊市										
田辺市	1945.0	(1945.0)	1964.0	(0)	1984.0	(0)	2004.0	(0)	2024.0	(0)
新宮市	266.0	(0)	268.0	(0)	268.0	(0)	269.0	(0)	269.0	(0)
野上町										
美里町										
打田町									20.0	(20.0)
粉河町										
那賀町	28.0	(28.0)	29.0	(29.0)	30.0	(30.0)	31.0	(31.0)	32.0	(32.0)
桃山町	44.0	(44.0)	44.0	(44.0)	44.0	(44.0)	44.0	(44.0)	44.0	(44.0)
貴志川町	154.0	(154.0)	155.0	(155.0)	156.0	(156.0)	157.0	(157.0)	158.0	(158.0)
岩出町	929.0	(929.0)	949.0	(949.0)	968.0	(968.0)	988.0	(988.0)	1010.0	(1010.0)
かつらぎ町	375.0	(100.0)	380.0	(100.0)	380.0	(100.0)	385.0	(100.0)	385.0	(100.0)
高野口町	2.0	(2.0)	2.0	(2.0)	2.0	(2.0)	2.0	(2.0)	3.0	(3.0)
九度山町										
高野町	24.0	(24.0)	24.0	(24.0)	24.0	(24.0)	24.0	(24.0)	24.0	(24.0)
花園村	0.5	(0.5)	0.5	(0.5)	0.5	(0.5)	0.5	(0.5)	0.5	(0.5)
湯浅町	88.0	(88.0)	88.0	(88.0)	88.0	(88.0)	88.0	(88.0)	88.0	(88.0)
広川町	67.0	(67.0)	67.0	(67.0)	67.0	(67.0)	66.0	(66.0)	65.0	(65.0)
吉備町	180.0	(0)	181.0	(0)	182.0	(0)	183.0	(0)	184.0	(0)
金屋町	77.0	(0)	77.0	(0)	78.0	(0)	78.0	(0)	78.0	(0)
清水町	38.0	(0)	39.0	(0)	39.0	(0)	40.0	(0)	40.0	(0)
美浜町										
日高町										
由良町										
印南町										
みなべ町	387.8	(387.8)	387.0	(387.0)	386.3	(386.3)	385.5	(385.5)	384.8	(384.8)
日高川町										
白浜町	50.0	(50.0)	55.0	(55.0)	60.0	(60.0)	65.0	(65.0)	70.0	(70.0)
上富田町										
日置川町										
すさみ町										
那智勝浦町										
太地町										
古座川町	88.0	(88.0)	86.0	(86.0)	84.0	(84.0)	82.0	(82.0)	79.0	(79.0)
熊野川町	1.0	(1.0)	1.0	(1.0)	1.0	(1.0)	1.0	(1.0)	1.0	(1.0)
北山村	1.0	(1.0)	1.0	(1.0)	1.0	(1.0)	1.0	(1.0)	1.0	(1.0)
串本町	748.0	(0)	743.0	(0)	737.0	(0)	732.0	(0)	726.0	(0)
全市町村合計	11048.3	(6051.3)	11240.5	(4163.5)	11426.8	(4219.8)	11621.0	(4275.0)	11831.3	(4352.3)

貴志川桃山清掃施設組合	198.0	(198.0)	199.0	(199.0)	200.0	(200.0)	201.0	(201.0)	202.0	(202.0)
有田周辺広域圏事務組合	907.0	(612.0)	917.0	(620.0)	927.0	(628.0)	936.0	(635.0)	944.0	(642.0)
御坊広域行政事務組合										
すさみ町日置川町衛生施設組合										
熊野川地域広域組合	2.0	(2.0)	2.0	(2.0)	2.0	(2.0)	2.0	(2.0)	2.0	(2.0)

注: 括弧内の量は、指定法人による引き取りではなく、市町村が独自に処理を行う予定量を示す。
一部事務組合の量は、当該組合を構成する市町村の量の合計である。

⑦ ⑥のうち白色トレイ(規則第4条第6号)

(単位:t)

市町村・一部事務組合	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度	
和歌山市										
海南市										
橋本市										
有田市										
御坊市										
田辺市										
新宮市										
野上町										
美里町										
打田町									3.0	(3.0)
粉河町										
那賀町	1.0	(1.0)	1.0	(1.0)	1.0	(1.0)	1.0	(1.0)	1.0	(1.0)
桃山町	1.0	(0)	1.0	(0)	1.0	(0)	1.0	(0)	1.0	(0)
貴志川町	1.0	(0)	1.0	(0)	1.0	(0)	1.0	(0)	1.0	(0)
岩出町										
かつらぎ町	1.0	(1.0)	1.0	(1.0)	1.0	(1.0)	1.0	(1.0)	1.0	(1.0)
高野口町	1.0	(1.0)	1.0	(1.0)	2.0	(2.0)	2.0	(2.0)	2.0	(2.0)
九度山町										
高野町	1.0	(1.0)	1.0	(1.0)	1.0	(1.0)	1.0	(1.0)	1.0	(1.0)
花園村	0.2	(0.2)	0.2	(0.2)	0.2	(0.2)	0.2	(0.2)	0.2	(0.2)
湯浅町										
広川町										
吉備町										
金屋町										
清水町										
美浜町										
日高町										
由良町										
印南町										
みなべ町	25.9	(25.9)	25.8	(25.8)	25.8	(25.8)	25.7	(25.7)	25.6	(25.6)
日高川町										
白浜町										
上富田町										
日置川町										
すさみ町										
那智勝浦町										
太地町										
古座川町	5.0	(5.0)	5.0	(5.0)	5.0	(5.0)	5.0	(5.0)	5.0	(5.0)
熊野川町	1.0	(1.0)	1.0	(1.0)	1.0	(1.0)	1.0	(1.0)	1.0	(1.0)
北山村	1.0	(1.0)	1.0	(1.0)	1.0	(1.0)	1.0	(1.0)	1.0	(1.0)
串本町	50.0	(0)	49.0	(0)	49.0	(0)	49.0	(0)	48.0	(0)
全市町村合計	89.1	(37.1)	88.0	(37.0)	89.0	(38.0)	88.9	(37.9)	90.8	(40.8)
貴志川桃山清掃施設組合	2.0	(0)	2.0	(0)	2.0	(0)	2.0	(0)	2.0	(0)
有田周辺広域圏事務組合										
御坊広域行政事務組合										
すさみ町日置川町衛生施設組合										
熊野川地域広域組合	2.0	(2.0)	2.0	(2.0)	2.0	(2.0)	2.0	(2.0)	2.0	(2.0)

注:括弧内の量は、指定法人による引き取りではなく、市町村が独自に処理を行う予定量を示す。
一部事務組合の量は、当該組合を構成する市町村の量の合計である。

7 法第2条第6項に規定する主務省令で定めるものについて、各年度における市町村別の量の見込み(法第9条第2項第3号)

①主としてスチール製の容器(規則第3条)

(単位:t)

市町村・一部事務組合	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
和歌山市	1911.0	2057.0	2206.0	2358.0	2512.0
海南市	166.0	171.0	177.0	182.0	187.0
橋本市	330.0	328.0	326.0	324.0	322.0
有田市	245.0	252.0	259.0	266.0	273.0
御坊市	221.0	221.0	221.0	221.0	221.0
田辺市	246.0	248.0	251.0	253.0	256.0
新宮市	115.0	115.0	117.0	117.0	120.0
野上町	54.0	54.0	54.0	54.0	54.0
美里町	11.3	11.4	11.5	11.6	11.7
打田町	135.0	130.0	125.0	120.0	115.0
粉河町	90.0	90.0	90.0	90.0	85.0
那賀町	59.0	60.0	61.0	62.0	63.0
桃山町	33.0	33.0	33.0	33.0	33.0
貴志川町	64.0	65.0	65.0	65.0	66.0
岩出町	230.0	235.8	241.5	247.3	253.0
かつらぎ町	60.0	59.0	58.0	57.0	56.0
高野口町	27.0	27.0	28.0	29.0	30.0
九度山町	70.0	69.0	68.0	67.0	66.0
高野町	36.0	36.0	36.0	36.0	36.0
花園村	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8
湯浅町	141.0	141.0	141.0	141.0	141.0
広川町	46.0	46.0	46.0	46.0	45.0
吉備町	53.0	53.0	53.0	53.0	54.0
金屋町	32.0	32.0	33.0	33.0	33.0
清水町	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0
美浜町	71.0	71.0	71.0	71.0	71.0
日高町	70.0	70.0	71.0	71.0	72.0
由良町	56.0	56.0	56.0	56.0	56.0
印南町	116.0	116.0	116.0	116.0	116.0
みなべ町	80.6	80.4	80.3	80.1	79.9
日高川町	101.0	101.0	101.0	101.0	101.0
白浜町	270.0	276.0	282.0	288.0	295.0
上富田町	199.0	200.0	202.0	203.0	205.0
日置川町	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0
すさみ町	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0
那智勝浦町	115.0	115.0	115.0	115.0	115.0
太地町	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0
古座川町	10.0	10.0	10.0	9.0	9.0
熊野川町	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0
北山村	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
串本町	121.0	120.0	119.0	118.0	117.0
全市町村合計	5704.7	5869.4	6044.1	6213.8	6389.4

貴志川桃山清掃施設組合	97.0	98.0	98.0	98.0	99.0
有田周辺広域圏事務組合	346.0	353.0	361.0	368.0	376.0
御坊広域行政事務組合	635.0	635.0	636.0	636.0	637.0
すさみ町日置川町衛生施設組合	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0
熊野川地域広域組合	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0

一部事務組合の量は、当該組合を構成する市町村の量の合計である。

②主としてアルミニウム製の容器(規則第3条)

(単位:t)

市町村・一部事務組合	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
和歌山市	603.0	650.0	697.0	744.0	793.0
海南市	40.0	42.0	43.0	44.0	45.0
橋本市	151.0	152.0	153.0	154.0	155.0
有田市	80.0	85.0	92.0	99.0	106.0
御坊市	85.0	85.0	85.0	85.0	85.0
田辺市	169.0	171.0	172.0	174.0	176.0
新宮市	27.0	28.0	28.0	30.0	30.0
野上町	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
美里町	7.0	7.1	7.2	7.3	7.4
打田町	41.0	43.0	45.0	47.0	49.0
粉河町	40.0	45.0	45.0	50.0	50.0
那賀町	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
桃山町	10.0	10.0	10.0	11.0	11.0
貴志川町	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0
岩出町	11.5	11.8	12.1	12.4	12.7
かつらぎ町	35.0	35.0	36.0	36.0	36.0
高野口町	15.0	15.0	15.0	16.0	16.0
九度山町	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0
高野町	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0
花園村	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
湯浅町	32.0	32.0	32.0	32.0	32.0
広川町	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0
吉備町	41.0	42.0	42.0	42.0	42.0
金屋町	21.0	21.0	21.0	22.0	22.0
清水町	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
美浜町	24.0	24.0	24.0	24.0	24.0
日高町	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0
由良町	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0
印南町	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0
みなべ町	13.2	13.2	13.1	13.1	13.1
日高川町	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0
白浜町	67.0	69.0	70.0	72.0	73.0
上富田町	66.0	66.0	67.0	67.0	68.0
日置川町	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0
すさみ町	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0
那智勝浦町	24.0	24.0	24.0	24.0	24.0
太地町	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
古座川町	8.0	8.0	8.0	7.0	7.0
熊野川町	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
北山村	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
串本町	25.0	24.0	24.0	24.0	24.0
全市町村合計	1865.7	1933.1	1995.4	2066.8	2131.2

貴志川桃山清掃施設組合	29.0	29.0	29.0	30.0	30.0
有田周辺広域圏事務組合	152.0	158.0	165.0	173.0	180.0
御坊広域行政事務組合	220.0	220.0	220.0	220.0	220.0
すさみ町日置川町衛生施設組合	29.0	29.0	29.0	29.0	29.0
熊野川地域広域組合	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0

一部事務組合の量は、当該組合を構成する市町村の量の合計である。

③主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)(規則第3条)

(単位:t)

市町村・一部事務組合	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
和歌山市	123.0	124.0	125.0	126.0	127.0
海南市					
橋本市	92.0	93.0	95.0	96.0	98.0
有田市	22.0	25.0	25.0	25.0	25.0
御坊市					
田辺市	161.0	163.0	164.0	166.0	168.0
新宮市	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
野上町					
美里町					
打田町					5.0
粉河町					
那賀町	13.0	14.0	15.0	16.0	17.0
桃山町	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
貴志川町	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
岩出町	18.6	19.0	19.4	19.8	20.0
かつらぎ町	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
高野口町	1.0	1.0	1.0	2.0	2.0
九度山町					
高野町	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0
花園村	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
湯浅町	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0
広川町	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0
吉備町	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0
金屋町	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0
清水町	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
美浜町					
日高町					
由良町					
印南町					
みなべ町	31.2	31.0	30.9	30.9	30.8
日高川町					
白浜町					
上富田町					
日置川町					
すさみ町					
那智勝浦町	4.0	5.0	5.0	5.0	5.0
太地町					
古座川町					
熊野川町	7.0	7.0	7.0	7.0	8.0
北山村	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
串本町	20.0	19.0	19.0	19.0	19.0
全市町村合計	554.8	563.0	568.3	574.7	586.8

貴志川桃山清掃施設組合	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
有田周辺広域圏事務組合	45.0	48.0	48.0	48.0	48.0
御坊広域行政事務組合					
すさみ町日置川町衛生施設組合					
熊野川地域広域組合	8.0	8.0	8.0	8.0	9.0

一部事務組合の量は、当該組合を構成する市町村の量の合計である。

④主として段ボール製の容器(規則第3条)

(単位:t)

市町村・一部事務組合	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
和歌山市	714.0	719.0	724.0	730.0	735.0
海南市	38.0	39.0	40.0	42.0	43.0
橋本市	450.0	455.0	460.0	465.0	470.0
有田市	585.0	596.0	607.0	618.0	630.0
御坊市					
田辺市	640.0	646.0	653.0	659.0	666.0
新宮市	320.0	325.0	325.0	330.0	330.0
野上町	19.0	19.0	19.0	19.0	19.0
美里町	17.9	18.1	18.3	18.5	18.7
打田町	131.0	134.0	137.0	140.0	143.0
粉河町					
那賀町	57.0	59.0	61.0	63.0	65.0
桃山町	38.0	39.0	38.0	38.0	38.0
貴志川町	102.0	102.0	103.0	104.0	104.0
岩出町	778.0	795.0	811.0	828.0	840.0
かつらぎ町	80.0	81.0	82.5	83.5	85.0
高野口町	64.0	64.0	65.0	65.0	66.0
九度山町					
高野町	24.0	24.0	24.0	24.0	24.0
花園村	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2
湯浅町	284.0	284.0	284.0	284.0	284.0
広川町	83.0	83.0	82.0	81.0	80.0
吉備町	134.0	135.0	136.0	136.0	137.0
金屋町	51.0	51.0	51.0	51.0	52.0
清水町	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0
美浜町					
日高町					
由良町					
印南町					
みなべ町	277.7	277.1	276.6	276.0	275.5
日高川町					
白浜町	800.0	805.0	810.0	815.0	820.0
上富田町					
日置川町	0.0	50.0	50.0	50.0	50.0
すさみ町	19.5	19.5	19.5	19.5	19.5
那智勝浦町	234.0	234.0	235.0	235.0	235.0
太地町					
古座川町	25.0	24.0	23.0	23.0	22.0
熊野川町	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0
北山村	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0
串本町	250.0	249.0	247.0	245.0	243.0
全市町村合計	6287.3	6397.9	6453.1	6513.7	6565.9

貴志川桃山清掃施設組合	140.0	141.0	141.0	142.0	142.0
有田周辺広域圏事務組合	800.0	812.0	824.0	835.0	849.0
御坊広域行政事務組合					
すさみ町日置川町衛生施設組合	19.5	69.5	69.5	69.5	69.5
熊野川地域広域組合	37.0	37.0	37.0	37.0	37.0

一部事務組合の量は、当該組合を構成する市町村の量の合計である。

8 分別収集の促進の意義に関する知識の普及、市町村相互間の分別収集に関する情報の交換の促進その他の分別収集の促進に関する事項(法第9条第2項第4号)

(1) 分別収集の意義に関する知識の普及について

ア 啓発本や啓発DVDを作成し、配布することにより、広く県民への知識普及を図る。

イ 「出張!県政おはなし講座」等を通じ、学校、職場及び地域社会における環境学習を実施する。

(2) 市町村相互間の分別収集に関する情報の交換の促進

ア 分別収集について先進的な取り組みを行っている市町村等の実施状況及び情報を他の市町村等に提供する。

イ 市町村等の分別収集の進捗状況及び問題点等についての情報交換を行う。

(3) その他の分別収集の促進に関する事項

ア グリーン購入の促進及びリサイクル製品の利用促進に努める。

イ 「マイバッグキャンペーン」及び「わかやまエコライフ宣言」等を通じ、県民や事業者に対して簡易包装への転換等、環境への負荷の少ないライフスタイル及び事業活動についての啓発を行う。

ウ 市町村分別収集計画の円滑な実施に向けた情報提供及び助言を行う。

エ 和歌山県ごみ処理広域化計画に基づき、広域的な施設の整備及び広域ブロック単位での処理体制の確立を進める。

和歌山県告示第1368号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成17年10月14日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 解除に係る保安林の所在場所 海南市下津町方字丸尾215
- 1
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第1369号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年10月14日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所 新宮市佐野字秋津野2090の1(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 潮害の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所 新宮市佐野字秋津野2090の1(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1370号

和歌山県漁業調整規則(昭和40年和歌山県規則第15号)第8条第2項の規定により、中型まき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を平成17年10月25日から平成17年11月7日までと定めたので、同条第3項の規定により告示する。

平成17年10月14日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1371号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成17年10月14日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 都市計画の種類及び名称

岩出都市計画、打田都市計画、粉河都市計画、那賀都市計画、桃山都市計画及び貴志川都市計画下水道(紀の川中流流域下水道)

- 2 都市計画を定める土地の区域

追加する部分

和歌山県那賀郡岩出町大字中島字松原

変更する部分

和歌山県那賀郡岩出町大字中島字鷺ノ瀬、川添、村前

- 3 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

岩出町事業部都市計画課、打田町土木課、粉河町建設課

那賀町建設課、桃山町まちづくり課、貴志川町まち整備課

和歌山県告示第1372号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定し、昭和38年和歌山県告示第323号(海岸保全区域の指定)は、廃止する。

平成17年10月14日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 海岸の名称

和歌山県紀州灘沿岸産湯漁港海岸産湯地区海岸

- 2 指定場所

和歌山県日高郡日高町産湯地先

- 3 基点の表示

基点

ア 北緯33度54分46秒2901,東経135度04分47秒2155の地点

イ 北緯33度54分46秒5471,東経135度04分55秒7067の地点

ウ 北緯33度54分46秒0488,東経135度04分56秒8428の地点

エ 北緯33度54分45秒8691,東経135度04分58秒1677の地点

オ 北緯33度54分43秒8264,東経135度04分59秒5857の地点

カ 北緯33度54分43秒6555,東経135度04分59秒5073の地点

キ 北緯33度54分43秒2195,東経135度04分59秒6149の地点

ク 北緯33度54分41秒1795,東経135度05分00秒6281の地点

ケ 北緯33度54分40秒3776,東経135度05分01秒0314の地点

- コ 北緯33度54分39秒2545,東経135度05分00秒3776の地点
- サ 北緯33度54分37秒8719,東経135度05分00秒6140の地点
- シ 北緯33度54分37秒0457,東経135度05分01秒0412の地点
- ス 北緯33度54分37秒2339,東経135度05分01秒5574の地点
- セ 北緯33度54分36秒7440,東経135度05分01秒8646の地点
- ソ 北緯33度54分35秒5583,東経135度05分00秒5772の地点
- タ 北緯33度54分33秒4899,東経135度04分59秒9483の地点
- チ 北緯33度54分30秒7309,東経135度04分59秒6802の地点
- ツ 北緯33度54分30秒0115,東経135度04分59秒1842の地点
- テ 北緯33度54分29秒6594,東経135度04分58秒9086の地点
- ト 北緯33度54分24秒0039,東経135度04分55秒3643の地点
- ナ 北緯33度54分23秒4970,東経135度04分55秒0303の地点
- ニ 北緯33度54分23秒1991,東経135度04分54秒7775の地点
- ヌ 北緯33度54分22秒9252,東経135度04分54秒4773の地点
- ネ 北緯33度54分21秒0984,東経135度04分52秒3763の地点
- ノ 北緯33度54分21秒2305,東経135度04分46秒4165の地点

4 指定区域

ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、アの各点を順次結んだ線により囲まれた区域

和歌山県告示第1373号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成17年10月14日

和歌山県知事 木村良樹

1 埋立免許を受けた者

(1) 所在地 和歌山県有田郡広川町大字広1500番地

- (2) 名称 広川町
- (3) 代表者住所 和歌山県有田郡広川町大字井関670番地
- (4) 代表者氏名 広川町長 白倉充

2 埋立区域

(1) 位置
和歌山県有田郡広川町大字唐尾字樋之尻1147番地6の地先公有水面

(2) 区域

次の1の地点と2の地点を直線で結んだ線、2の地点と3の地点を結ぶ平成16年秋分の満潮位(DL+1.63メートル)における公有水面と既設工作物との境界線及び3の地点と1の地点を結ぶ昭和55年2月1日付け和歌山県指令港第417号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線(DL+1.74メートルにより決定)により囲まれた区域

1の地点 唐尾港北防波堤灯台(北緯34度00分30秒、東経135度08分32秒)から236度15分19秒140.40メートルの地点

2の地点 1の地点から314度43分35秒20.77メートルの地点

3の地点 2の地点から224度45分52秒15.46メートルの地点

(3) 面積

324.38平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

和歌山県有田郡広川町大字唐尾字樋之尻1147番地5及び1147番地6地内並びに同所同字1147番地6地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びニの地点とイの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

イの地点 唐尾港北堤防灯台(北緯34度00分30秒、東経135度08分32秒)から229度36分41秒87.89メートルの地点

ロの地点 イの地点から314度43分35秒44.15メートルの地点

ハの地点 ロの地点から225度37分49秒86.82メートルの地点

ニの地点 ハの地点から134度46分55秒44.14メートルの地点

(3) 面積

3,833.19平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 公有水面埋立免許年月日

平成17年9月30日

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第2号

警察用航空機(川崎式BK117B-2型ヘリコプター)のエンジンオーバーホール業務契約について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成17年10月14日

和歌山県警察本部長 宮内 勝

1 落札者に係る特定役務の名称及び数量

警察用航空機(川崎式BK117B-2型ヘリコプター)エンジンオーバーホール業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1

3 落札者を決定した日

平成17年9月13日

4 落札者の氏名及び所在地

東北エアサービス株式会社
宮城県岩沼市下野郷字新拓190番地

5 落札金額

82,005,000円(うち消費税及び地方消費税の額3,905,000円)

6 契約の相手を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

平成17年8月12日

公 告

入札公告

国道425号(仮称福井2号トンネル)道路改築工事の入札について、受注希望公募型競争入札を行うので次のとおり公告する。

平成17年10月14日

和歌山県知事 木村 良樹

1 入札に付する工事の概要

(1) 工事年度・工事番号 平成17年度 県債国補国改第14号-7

(2) 工事名 国道425号(仮称福井2号トンネル)道路改築工事

(3) 工事場所 田辺市龍神村福井地内

(4) 工事概要 延長464m

幅員6.0m(9.0m)

トンネル延長(NATM)464m

(5) 工期 780日間

(6) 予定価格 1,385,961,150円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

(7) 調査基準価格 1,080,861,600円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

(8) 施工形態 特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)

(9) 本工事は、契約締結後に施工方法等コスト縮減となる提案を義務付ける契約後VE方式工事である。

(10) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。

(11) 支払条件 前払金 有
部分払 有

(12) 契約の保証 要

(13) 議会の議決 要

(14) 各会計年度における請負代金の支払限度額

ア 平成17年度 請負代金の約6%の金額

イ 平成18年度 請負代金の約51%の金額

ウ 平成19年度 請負代金の約43%の金額

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件をすべて満足する共同企業体であること。

(1) 共同企業体の構成員は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。

ウ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。

エ 和歌山県内に主たる営業所(「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。)又は建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する者であること。

オ 建設業法に基づく土木工事業の特定建設業の許可を受け5年を経過している者であること。

カ 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱(平成14年5月22日制定。以下「審査要綱」という。)第3条第2項に規定する土木一式工事の総合点数が、和歌山県に主たる営業所を有する者にあつては850点以上、その他の者にあつては1,150点以上であること。

キ 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要

綱(平成16年6月15日制定)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

ク 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱(平成16年4月1日制定)に基づく指名除外を受けていない者であること。

ケ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(2) 共同企業体の結成に当たっては、次の要件をすべて満たしていること。ただし、各構成員は、2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

ア 一共同企業体の構成員数は、3者であること。

イ 一構成員当たりの出資比率は、20%以上であること。

ウ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。

エ 県内に主たる営業所を有する者を2者必ず含むこと。

オ 一共同企業体の代表幹事となる者は、審査要綱第3条第2項に規定する土木工事の総合点数が1,200点以上で、かつ、元請として平成7年度以降にNATM工法によるトンネル工事の施工実績(施工中のものを除く。)を有すること。

カ 一共同企業体の代表幹事となる者は、平成7年度以降のNATM工法によるトンネル工事の主任技術者、監理技術者又は現場代理人(現場代理人については、施工時に監理技術者証を有していた者に限る。)としての施工実績をもつ専任の土木一式工事の監理技術者を配置すること。

キ 一共同企業体の代表幹事以外の構成員は、国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。

ク 一共同企業体で土木一式工事の監理技術者が5名以上在籍すること。

3 入札参加手続等

(1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。

(2) 技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

ア 交付期間 平成17年10月14日(金)から平成17年11月8日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時まで

イ 交付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部道路局道路政策課
電話番号 073-441-3092

(3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所

ア 閲覧期間 (2)のイに同じ。

イ 閲覧場所 (2)のイに同じ。

(4) 設計図書等に対する質問及び回答

ア 受付期間 平成17年10月20日(木)から平成17年10月24日(月)までの3日間

イ 受付方法 建設工事に係る受注希望公募型競争入札(事後審査・郵送方式)実施要領(平成17年7月25日制定。以下「実施要領」という。)に定める質問書により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

ウ 受付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部道路局道路建設課
ファクシミリ番号 073-441-3091
e-mail e0802002@pref.wakayama.lg.jp

エ 回答期間 平成17年10月27日(木)から平成17年10月31日(月)までの3日間

オ 回答の閲覧方法 和歌山県県土整備部道路局ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080300>)に掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

4 入札等

(1) 入札書等提出期間及び提出先

ア 提出期間 平成17年11月1日(火)から平成17年11月8日(火)まで

イ 提出先 〒640-8799
和歌山中央郵便局留
和歌山県県土整備部道路局道路建設課

(2) 入札書等の提出について

ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。

(ア) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書を中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、共同企業体名、共同企業体代表幹事の建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・ファクシミリ番号)を記載すること。

(ウ) 外封筒には、入札書を同封した中封筒、技術資料、工事費内訳書及び低入札調査基準価格を下回った応札を行う者は低入札価格調査実施要領(平成16年6月15日制定)に基づく各様式を入れ、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、

工事場所、共同企業体名、共同企業体代表幹事の建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・ファクシミリ番号)を記載すること。

(エ) 入札書等は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により、郵送すること。

(オ) 入札書等は、提出期限までに到達するように郵送すること。ただし、提出期間の開始の日から終了の日までの受領日付が外封筒に表示されたものは、提出期限までに到達したものとする。

イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

ウ 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。

(3) 入札書等の不受理について
実施要領第13条に掲げる入札書等は、不受理とする。

(4) 入札の無効について
実施要領第14条に掲げる入札書等は、無効とする。

(5) 失格について
実施要領第15条の各号に該当する者は、失格とする。

5 開札等に関する事項

(1) 開札は公開とする。
ア 開札日時 平成17年11月9日(水)午後2時30分から
イ 開札場所 和歌山市茶屋ノ丁2番1
和歌山県自治会館 3階 304号室

(2) 開札状況の公表予定
公表日 平成17年11月9日(水)

(3) 落札予定について
落札予定日 平成17年11月11日(金)

(4) 入札結果の公表
落札決定の翌日(休日を除く。)

(5) 公表方法
開札状況及び入札結果の公表は、和歌山県ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp>)に掲載するとともに、発注機関において閲覧により公表するものとする。

6 審査に関する事項等

(1) 資格審査について
入札参加資格に係る審査は、競争入札技術審査会において審査するものとする。

(2) 技術資料の審査に関する事項
技術審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価については、提出された技術資料で判断する。
なお、その際の着目点は、次のとおりとする。

評価項目	着目点
ア 施工実績	代表幹事 元請として平成7年度以降に実施した、NATM工法によるトンネル工事の施工実績
イ 技術者評価	代表幹事 配置予定技術者の平成7年度以降のNATM工法によるトンネル工事の経験 配置予定技術者の資格(監理技術者) 代表幹事以外の構成員 配置予定技術者の資格(主任技術者)

7 落札者の決定方法

予定価格(消費税及び地方消費税を除く。)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした適格者(低入札価格調査実施要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。)を落札者とする。

8 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

9 留意事項

(1) 当該工事を受注した和歌山県内に主たる営業所を有しない者は、当該工事の主たる部分が概成するまで、和歌山県が発注する工事予定価格5億円以上の当該工事と同一工種(建設業法別表第1に掲げる土木一式工事)の工事に入札参加できないこととする。

また、平成17年7月1日以降に5億円以上の同一工種(建設業法別表第1に掲げる土木一式工事)を受注し、主たる部分を完成させていない場合は、当該入札には参加することができないものとする。

(2) 入札の適正な競争性を確保するため、1者のみが参加した入札は取り止めることとする。

10 外封筒及び中封筒貼り付け用紙の記載例

〒640-8799

和歌山中央郵便局留

和歌山県県土整備部道路局道路建設課 行

開札日 平成17年11月9日

工事年度及び工事番号 平成17年度 県債国補国改第14号-7

工事名 国道425号(仮称福井2号トンネル)道路改築工事

工事場所 田辺市龍神村福井地内

共同企業体名 _____ 特定建設工事共同企業体

共同企業体代表幹事の建設業許可番号 _____

担当者の所属及び氏名 _____

担当者連絡先(電話番号) _____

担当者連絡先(ファクシミリ番号) _____

入札公告

国道425号(仮称新大峠トンネル)特殊改良一種工事の入札について、受注希望公募型競争入札を行うので次のとおり公告する。

平成17年10月14日

和歌山県知事 木村良樹

1 入札に付する工事の概要

- (1) 工事年度・工事番号 平成17年度 県債国補国特一第5号-6
- (2) 工事名 国道425号(仮称新大峠トンネル)特殊改良一種工事
- (3) 工事場所 日高郡印南町印南原地内
- (4) 工事概要 延長231m
幅員6.0m(9.0m)
トンネル延長(NATM)231m
- (5) 工期 600日間
- (6) 予定価格 695,407,650円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (7) 調査基準価格 525,500,850円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (8) 施工形態 特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)
- (9) 本工事は、契約締結後に施工方法等コスト縮減となる提案を義務付ける契約後VE方式工事である。
- (10) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。
- (11) 支払条件 前払金 有
部分払 有
- (12) 契約の保証 要
- (13) 議会の議決 要
- (14) 各会計年度における請負代金の支払限度額

ア 平成17年度 請負代金の約14%の金額

イ 平成18年度 請負代金の約57%の金額

ウ 平成19年度 請負代金の約29%の金額

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件をすべて満足する共同企業体であること。

- (1) 共同企業体の構成員は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。

ウ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。

エ 和歌山県内に主たる営業所(「主たる営業所」とは、

建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。)を有する者であること。

オ 建設業法に基づく土木工事業の特定建設業の許可を受け5年を経過している者であること。

カ 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱(平成14年5月22日制定。以下「審査要綱」という。)第3条第2項に規定する土木一式工事の総合点数が、950点以上であること。

キ 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

ク 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱(平成16年4月1日制定)に基づく指名除外を受けていない者であること。

ケ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (2) 共同企業体の結成に当たっては、次の要件をすべて満たしていること。ただし、各構成員は、2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

ア 一共同企業体の構成員数は、2者であること。

イ 一構成員当たりの出資比率は、30%以上であること。

ウ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。

エ 一共同企業体の代表幹事となる者は、審査要綱第3条第2項に規定する土木工事業の総合点数が1,000点以上で、かつ、元請として平成7年度以降にNATM工法によるトンネル工事の施工実績(施工中のものを除く。)を有すること。

オ 一共同企業体の代表幹事となる者は、平成7年度以降のNATM工法によるトンネル工事の主任技術者、監理技術者又は現場代理人(現場代理人については、施工時に監理技術者証を有していた者に限る。)としての施工実績をもつ専任の土木一式工事の監理技術者を配置すること。

カ 一共同企業体の代表幹事以外の構成員は、国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。

キ 一共同企業体で土木一式工事の監理技術者が5名以上在籍すること。

3 入札参加手続等

- (1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。

(2) 技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

ア 交付期間 平成17年10月14日(金)から平成17年11月8日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時まで

イ 交付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部道路局道路政策課
電話番号 073-441-3092

(3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所

ア 閲覧期間 (2)のイに同じ。

イ 閲覧場所 (2)のイに同じ。

(4) 設計図書等に対する質問及び回答

ア 受付期間 平成17年10月20日(木)から平成17年10月24日(月)までの3日間

イ 受付方法 建設工事に係る受注希望公募型競争入札(事後審査・郵送方式)実施要領(平成17年7月25日制定。以下「実施要領」という。)に定める質問書により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

ウ 受付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部道路局道路建設課
ファクシミリ番号 073-441-3091
e-mail e0802002@pref.wakayama.lg.jp

エ 回答期間 平成17年10月27日(木)から平成17年10月31日(月)までの3日間

オ 回答の閲覧方法 和歌山県県土整備部道路局ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080300>)に掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

4 入札等

(1) 入札書等提出期間及び提出先

ア 提出期間 平成17年11月1日(火)から平成17年11月8日(火)まで

イ 提出先 〒640-8799
和歌山中央郵便局留
和歌山県県土整備部道路局道路建設課

(2) 入札書等の提出について

ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。

(ア) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書の中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事

場所、共同企業体名、共同企業体代表幹事の建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・ファクシミリ番号)を記載すること。

(ウ) 外封筒には、入札書を同封した中封筒、技術資料、工事費内訳書及び低入札調査基準価格を下回った応札を行う者は低入札価格調査実施要領(平成16年6月15日制定)に基づく各様式を入れ、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、共同企業体名、共同企業体代表幹事の建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・ファクシミリ番号)を記載すること。

(エ) 入札書等は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により、郵送すること。

(オ) 入札書等は、提出期限までに到達するように郵送すること。ただし、提出期間の開始の日から終了の日までの受領日付が外封筒に表示されたものは、提出期限までに到達したものとす。

イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

ウ 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。

(3) 入札書等の不受理について

実施要領第13条に掲げる入札書等は、不受理とする。

(4) 入札の無効について

実施要領第14条に掲げる入札書等は、無効とする。

(5) 失格について

実施要領第15条の各号に該当する者は、失格とする。

5 開札等に関する事項

(1) 開札は公開とする。

ア 開札日時 平成17年11月9日(水)午後1時30分から

イ 開札場所 和歌山市茶屋ノ丁2番1
和歌山県自治会館 3階 304号室

(2) 開札状況の公表予定

公表日 平成17年11月9日(水)

(3) 落札予定について

落札予定日 平成17年11月11日(金)

(4) 入札結果の公表

落札決定の翌日(休日を除く。)

(5) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、和歌山県ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp>)に掲載すると

もに、発注機関において閲覧により公表するものとする。

6 審査に関する事項等

(1) 資格審査について

入札参加資格に係る審査は、競争入札技術審査会において審査するものとする。

(2) 技術資料の審査に関する事項

技術審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価については、提出された技術資料で判断する。

なお、その際の着目点は、次のとおりとする。

評価項目	着目点
ア 施工実績	代表幹事 元請として平成7年度以降に実施した、NATM工法によるトンネル工事の施工実績
イ 技術者評価	代表幹事 配置予定技術者の平成7年度以降のNATM工法によるトンネル工事の経験 配置予定技術者の資格(監理技術者) 代表幹事以外の構成員 配置予定技術者の資格(主任技術者)

7 落札者の決定方法

予定価格(消費税及び地方消費税を除く。)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした適格者(低入札価格調査実施要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。)を落札者とする。

8 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

9 留意事項

入札の適正な競争性を確保するため、1者のみが参加した入札は取り止めることとする。

10 外封筒及び中封筒貼り付け用紙の記載例

〒640-8799

和歌山中央郵便局留

和歌山県県土整備部道路局道路建設課 行

開札日 平成17年11月9日

工事年度及び工事番号 平成17年度 県債国補国特一第5号-6

工事名 国道425号(仮称新大峠トンネル)特殊改良一種工事

工事場所 日高郡印南町印南原地内

共同企業体名 _____ 特定建設工事共同企業体

共同企業体代表幹事の建設業許可番号 _____

担当者の所属及び氏名 _____

担当者連絡先(電話番号) _____

担当者連絡先(ファクシミリ番号) _____